

城南衛生管理組合公告第 6 号

城南衛生管理組合新事務所棟什器備品購入（以下「本入札」という。）に係る一般競争入札の公募を行いますので、城南衛生管理組合財務規則（昭和 55 年城南衛生管理組合規則第 7 号）第 101 条の規定により次のとおり公告します。

令和 5 年 11 月 13 日

城南衛生管理組合
管理者 松村 淳子

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 城南衛生管理組合新事務所棟什器備品購入
- (2) 納品場所 京都府宇治市宇治折居 18 番地
- (3) 発注方式 一般競争入札
- (4) 仕 様 等 別冊発注仕様書のとおり
- (5) 契約期間 契約締結日から令和 6 年 7 月 31 日（水）
- (6) 契約年度 令和 5 年度から令和 6 年度まで

2 契約条項等を示す場所等

- (1) 公 表 日 令和 5 年 11 月 13 日（月）
- (2) 公表場所 城南衛生管理組合ホームページにて公表する。（ファイルはダウンロード可能）
<https://www.jyonaneikan.jp/>

3 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

イ この入札告示の日から開札の日までの間において、当組合の指名停止期間中の者でないこと。（当組合の指名停止等の措置要綱にあてはめ指名停止に該当することとなる者を含む。）

ウ この入札告示の日から開札の日までの間において、京都府及び当組合の構成市町（宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町）の指名停止期間中の者でないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産

手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 清算中の株式会社であって、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 514 条に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。

キ 振出若しくは引受した手形若しくは小切手が不渡りとなって以降 6 月を経過している者又は取引停止処分を受けていないこと。

ク 国税（法人税又は所得税及び消費税）及び地方税を滞納していないこと。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団の関係者及び不正に利益を得るためにその関係者を使用したり、その関係者に対して不当に利益を与えるなど社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

コ 発注仕様書に基づき、適正な納品が行えること。

サ 法人にあってはその主たる営業所を当組合の構成市町（宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町及び井手町）に有していること。個人にあっては事業主が当組合の構成市町に住民登録されていること。

（2） 入札参加資格の審査及び入札参加の申込み

本入札の一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。審査の結果、資格があると認められた者は、本入札の一般競争入札参加資格者として登録される。

ア 提出期限 令和 5 年 11 月 28 日（火）17 時 00 分まで

イ 提出場所 〒614-8511 京都府八幡市八幡沢 1 番地
城南衛生管理組合 会計課

ウ 提出方法 持参（来庁前の電話連絡が必要。Tel：075-631-5173）又は郵送により提出すること。（要必着）

エ 審査結果通知 申請書等の審査後、通知を後日送付する。なお、（1）の要件に該当せず申請書が受理できない者に対しては、その理由を付して通知する。

（3） 参加資格の取消し

通知を受けた者が、入札及び開札の日時までに（1）の要件に該当しないこととなったときは、（2）のエによる通知を取り消し、改めて受理できない旨を通知する。

4 入札方法等

（1） 到着期限及び開札の日時及び場所

ア 到着期限 令和 6 年 1 月 12 日（金）10 時 00 分

イ 郵送方法 一般書留又は簡易書留のいずれか

ウ 郵送先 〒613-8799 京都府久世郡久御山町下津屋下ノ浜代 1-1
久御山郵便局私書箱 22 号

城南衛生管理組合 会計課 契約担当 行

エ 開札日 令和 6 年 1 月 12 日（金）11 時 00 分から

オ 開札場所 京都府八幡市八幡沢 1 番地

カ その他 辞退届の提出がなく、期限までに到着しない者は、無効とする。

(2) 入札の方法

入札書を郵送により提出することによって行うものとし、持参による入札は認めない。

なお、一般競争入札参加資格者として登録されている者が1者であっても、原則として入札を実施する。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札回数

入札回数は、3回を限度とする。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3の(1)の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 虚偽の申込みをした者のした入札

ウ 入札に関し不正行為等を行った者のした入札

エ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 最低制限価格

設定しない。

5 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。ただし、落札者とされた者が、契約を締結しないときは、落札額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

7 契約保証金

免除する。ただし、契約締結者が、契約を履行しないときは、落札額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

8 議会の議決に付すべき契約

本入札の契約が、議会の議決に付すべき契約に該当する場合、契約の相手方となる者は、当組合

と仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約を締結する。ただし、仮契約の締結後、議会の議決を得るまでに、仮契約の相手方に、取引の相手方として不適格な反社会的行為等があったときは、当該仮契約は解除することがある。

9 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) この公告で定めた資料の作成等に要する費用は、申込みをする者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (3) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。